

研究データライセンス 小委員会活動報告

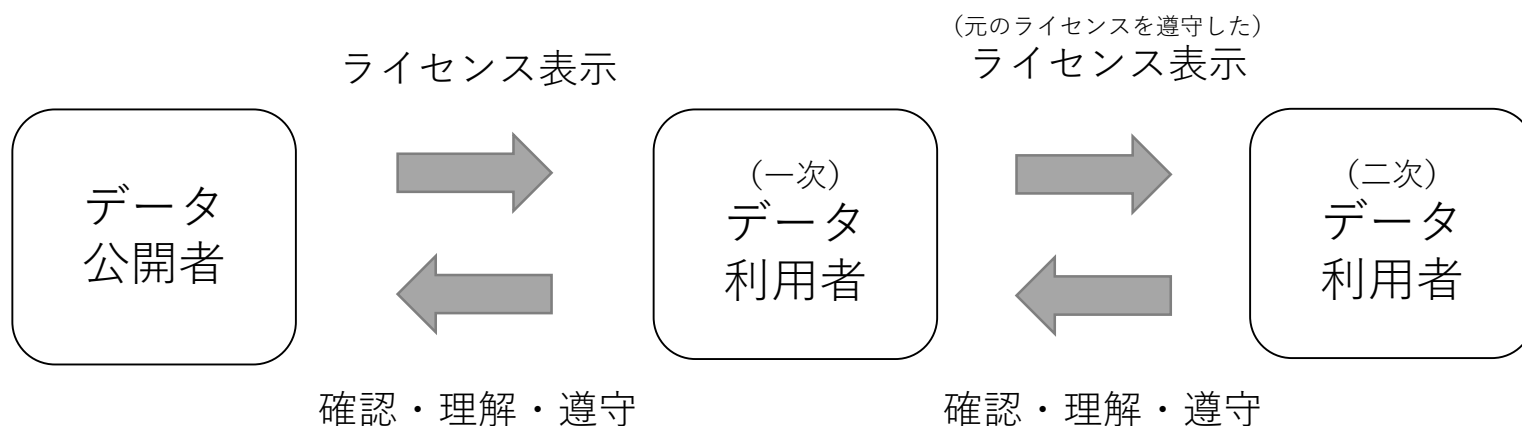
研究データ利活用協議会 研究データライセンス小委員会委員長
情報・システム研究機構 国立情報学研究所
南山 泰之

minamiyama@nii.ac.jp

ORCID ID:0000-0002-7280-3342

研究データライセンス 小委員会の設置目的

研究データをどのように利用してほしいか
希望条件を**分かりやすく**表示・確認できるようにしたい



- データを公開する前に、ライセンスを指定
- データを利用する前に、ライセンスを確認

委員構成

日本データ取引所
日立コンサルティング
三菱UFJリサーチ & コンサルティング

産

官

科学技術・学術政策研究所
(オブザーバー) 国立国会図書館

国立情報学研究所
文教大学
野口研究所
宇宙科学研究所
帝京大学
日本原子力研究開発機構

学

活動概要

期間: 2017年10月～現在（二期目）

これまでの活動：

- (1) 基礎文献の収集・翻訳
- (2) インタビュー調査
- (3) アンケート調査
- (4) Japan Open Science Summit 2018, 2019にてセッション開催
- (5) 「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」
ver.1.0作成
- (6) ガイドラインの普及・周知

Related reports:

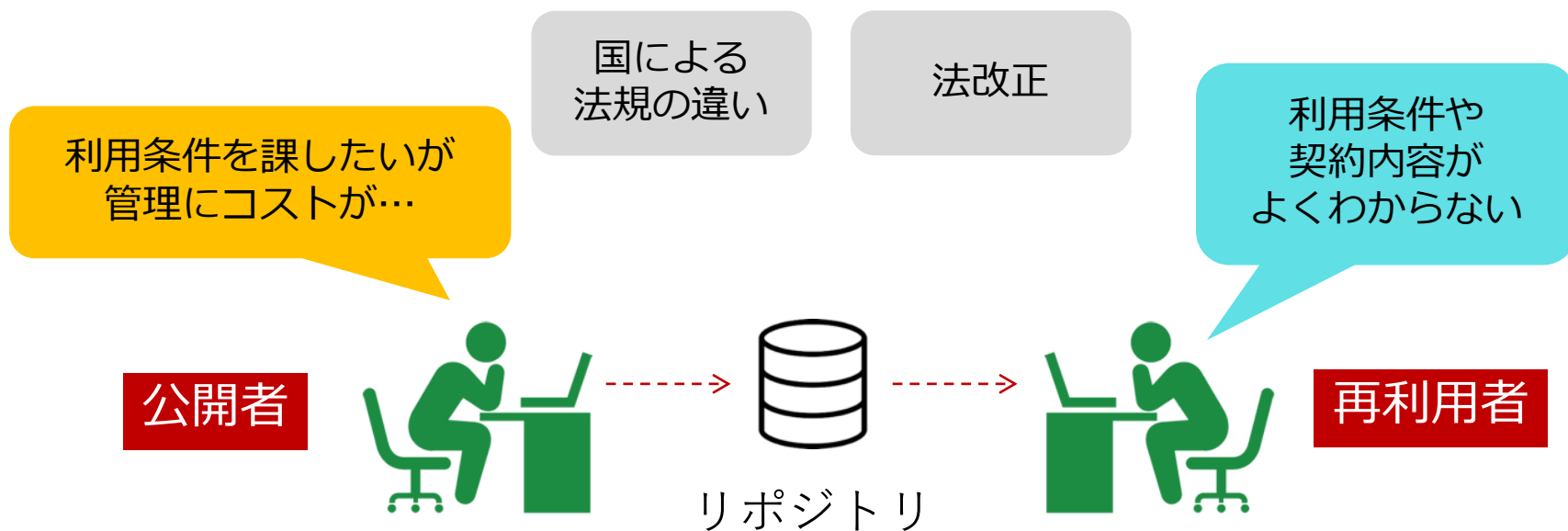
https://japanlinkcenter.org/rduf/doc/190218_rduf_license.pdf

https://japanlinkcenter.org/rduf/about/index.html#s004_0

利用条件の実態に関する 調査・考察

問題意識

研究データの公開・利活用を妨げる要因



池内有為. 「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」と制限公開を一部改変

https://www.nii.ac.jp/sparc/event/2020/pdf/20201002_2.pdf

データの著作物性の有無

情報要素	著作物性
数値データ、事実の記述	無
記号、記述コード、キーワード、短いテキスト	おそらく無
表、図、チャート、グラフ、写真、絵画	有り得る
書誌データ、文献タイトル	無
抄録	有
フルテキスト	有

小野寺夏生. ファクトデータベースの著作権. 表1を一部改変
<https://doi.org/10.1241/johokanri.40.414>

データ利用に関わる制約

カテゴリ	説明	例
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	個別の分野や研究コミュニティにおいて、データの公開制限について慣習や基準などがある場合。国際条約として示されている場合もあるが、必ずしも明文化されていないケースもある。	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES) Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property 1970 Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore 遺族の希望による非公開（文学研究）
個人情報を含む場合	個人を識別し得るデータの取扱いにつき定めたもの。匿名化や情報開示について個別の方針が定められた指針も含む。	個人情報保護委員会「法令・ガイドライン等」 日本貿易振興機構「EU 一般データ保護原則（GDPR）について」 厚生労働省「医学研究に関する指針一覧」
国家安全保障、国際関係などに係る場合	国の安全保障に係る研究データ。大量破壊兵器の開発等に関わるデータ（外国為替及び外国貿易法で規定）や、防衛秘密（自衛隊法で規定）、国民生活に影響を及ぼす可能性がある重要なデータ（例えば、国内のエネルギー資源の所在地、重要な設備の設計図など）を含む。	産学連携学会「一大学・高等教育機関における一研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」（2011年3月22日）
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	研究パートナー、委託元などとの共同研究、委託研究において、データの公開を制限する旨の契約。	経済産業省「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（2017年12月） 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版ーデータ編ー」（2019年12月）
所属機関（部署）、研究助成機関などによるポリシーが定められている場合	研究助成機関が助成対象の研究について、データの制限共有に関する方針を定めている場合や、経営戦略上の判断として出願中の産業財産権に係るデータや、研究成果の商業化が想定される研究データの公開が制限される場合	国立環境研究所「国立研究開発法人国立環境研究所データの公開に関する基本方針（データポリシー）」（2017年4月1日） 帝京大学「帝京大学の知的財産ポリシー」 日本医療研究開発機構「ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー」（2016年4月）

※カテゴリ内の例示は網羅的なものではない。

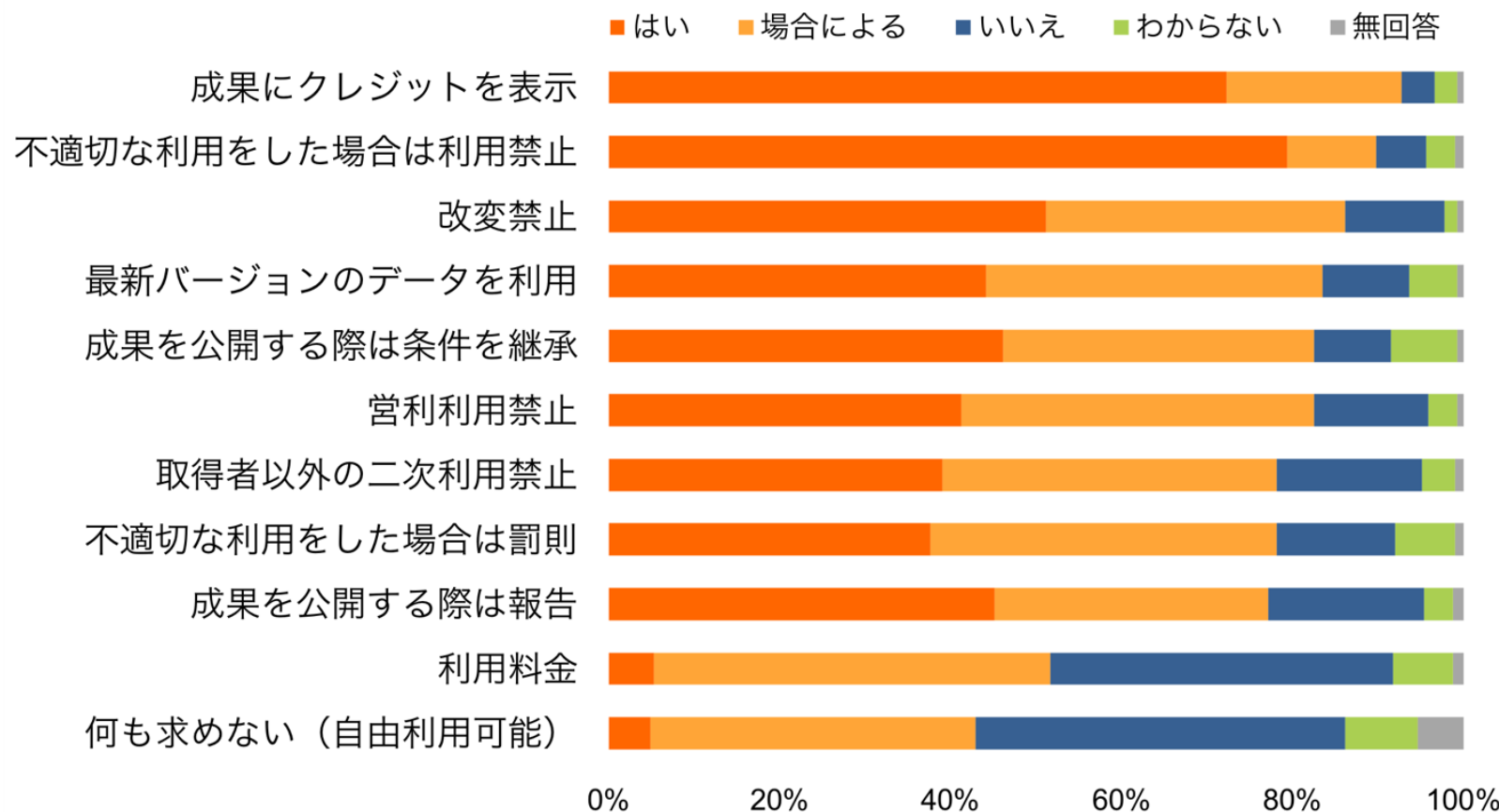
日本における データの法的保護

	要件		民事措置		刑事措置	限定提供データとの比較
	保護されるデータ	不正行為	差止め	損害賠償	懲役/罰金	
データベース著作物 (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの	権利者の許諾のない複製等(態様の悪性は問わない)	○		○	創作性がないデータ(工場の稼働データ等)は保護されない
特許を受けた発明 (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾のない実施等(態様の悪性は問わない)	○		○	
営業秘密 (不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号)	①秘密管理性 ②非公知性 ③有用性	不正取得・不正使用等(悪質な行為を列挙)	○		○	他者に広く提供されるデータは保護されない
限定提供データ (不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号)	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得・不正使用等(悪質な行為を列挙)	○		×	-
不法行為 (民法第709条)	データ一般	故意/過失による権利侵害行為	×	○	×	原則として差止めができない
契約(債務不履行) (民法第415条)	データ一般(契約内容による)	契約違反行為	○		×	契約当事者以外に適用できない

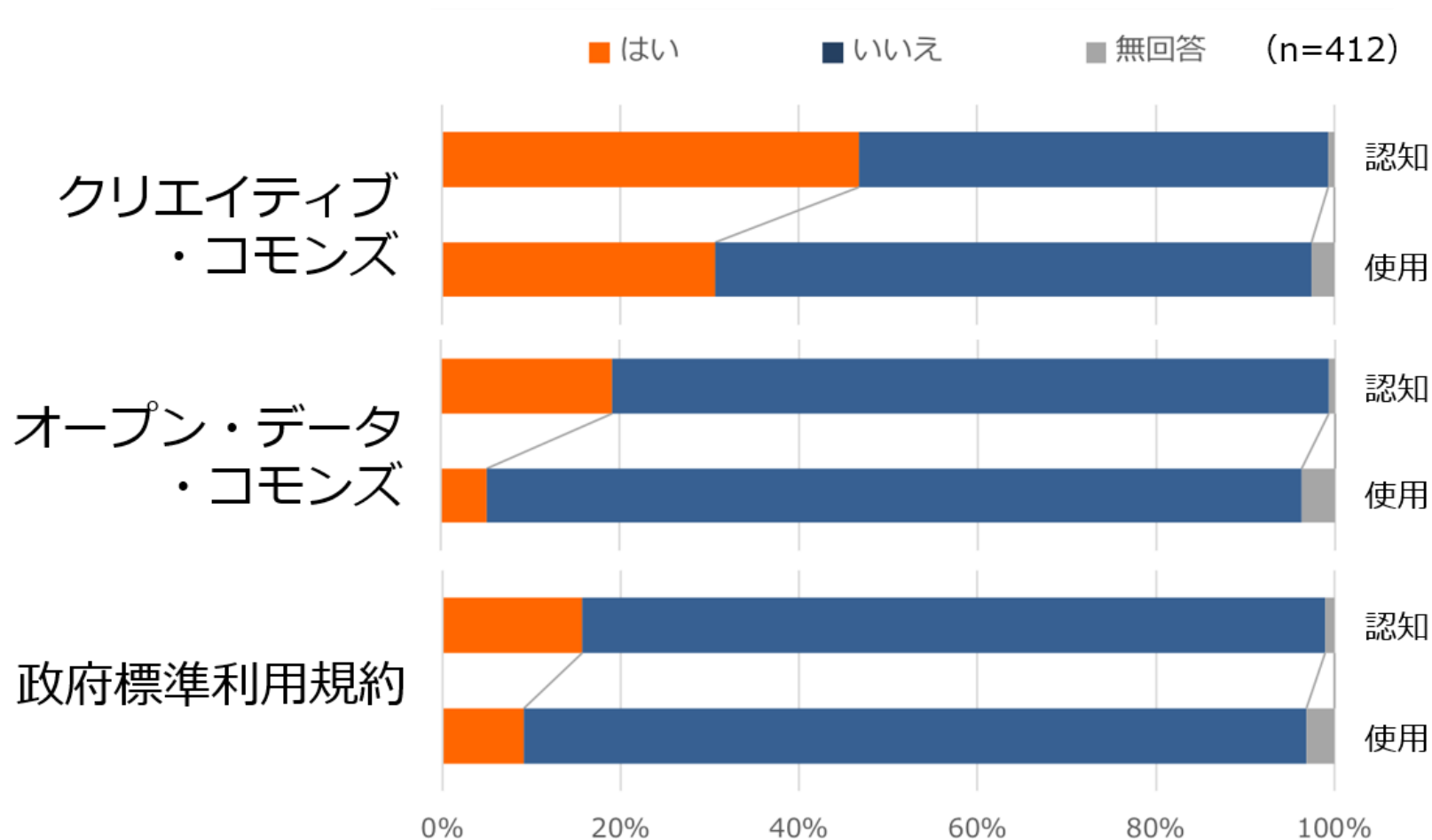
データの不正使用等に対する主な法制度(経済産業省・不正競争防止法平成30年改正の概要(限定提供データ、技術的制限手段等))を一部改変
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukuyohoshosai.pdf

データ利用者に求めたい条件の実態調査

(n=412)



ライセンスの認知度と使用経験



ガイドラインの策定

実務上の課題

- ある研究データに著作権が発生するかどうか、その境目判断は意外に難しい
- 多様な利用条件は、データ利用者の解釈コストが増え再利用の委縮を招く恐れ

実務的な観点からの指針、ガイドラインが必要

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン (2020)

2019年12月25日

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン

研究データ活用協議会 研究データライセンス委員会

目次

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン	1
はじめに、研究データの公開と利用条件指定に関する5の質問	2
Q1.公開対象とするデータの設定	5
データ公開が義務付けられている場合	6
Q2.データ公開の制約条件の確認	8
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	8
個人情報を含む場合	8
国家安全保障、国際関係などに係る場合	9
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	9
所属機関（部署）、研究助成機関などによるポリシーが定められている場合	10
Q3.公開制約条件の解除	11
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	11
個人情報を含む場合	12
国家安全保障、国際関係などに係る場合	12
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	13
所属機関（部署）、研究助成機関などによるデータポリシーが定められている場合	13
公開できないと判断された場合	14
Q4.公開先の選択	15
分野別リポジトリ	15
所属先のリポジトリ（機関リポジトリ）	16
Q5.利用条件の指定（選択制と表示例）	19
推奨される利用条件	20
（参考）利用規約の記載	29
参考文献一覧（本文中に含まれるものを除く）	31

別添：研究データの公開・利用条件指定ガイドライン用語集

No.	項目名	定義	出典
1	改竄（改ざん）	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。	文部科学省、研究活動の不正行為等の定義。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm ,（参照2019-12-25）。
2	クリエイティブ・コモンズ	著作権者に自身の作品の使用条件を簡便なマークで意思表示する手段を提供し、著作物の円滑な流通、再使用を促進するプロジェクト、またはそれを推進する非営利団体の名称。著作権者がウェブサイトなどにおいて、文章、写真、映像、音声などの使用条件をクリエイティブ・コモンズが定義したマークによってあらかじめ宣言しておくことにより、利用者は使用許諾の手続きを省くことができる。	日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、図書館情報学用語辞典 第4版、2014。
3	クレジット	個人またはグループが研究成果に行った貢献を正式に承認すること。	RDA-CODATA: Legal Interoperability Interest Group. Legal Interoperability of Research Data. Principles and Implementation Guidelines. Zenodo, 2016. https://doi.org/10.5281/zenodo.162241 , (accessed 2019-12-25).
4	研究データ	科学研究の情報源として利用されるデジタルデータ。数値、テキスト、画像、音声、動画など、さまざまな形式を含む。なお、本ガイドラインでは、研究ノート、論文、メタデータ、	1) 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書、研究データ基盤と国際展開に関する戦略、2019。

本編 (32p.)

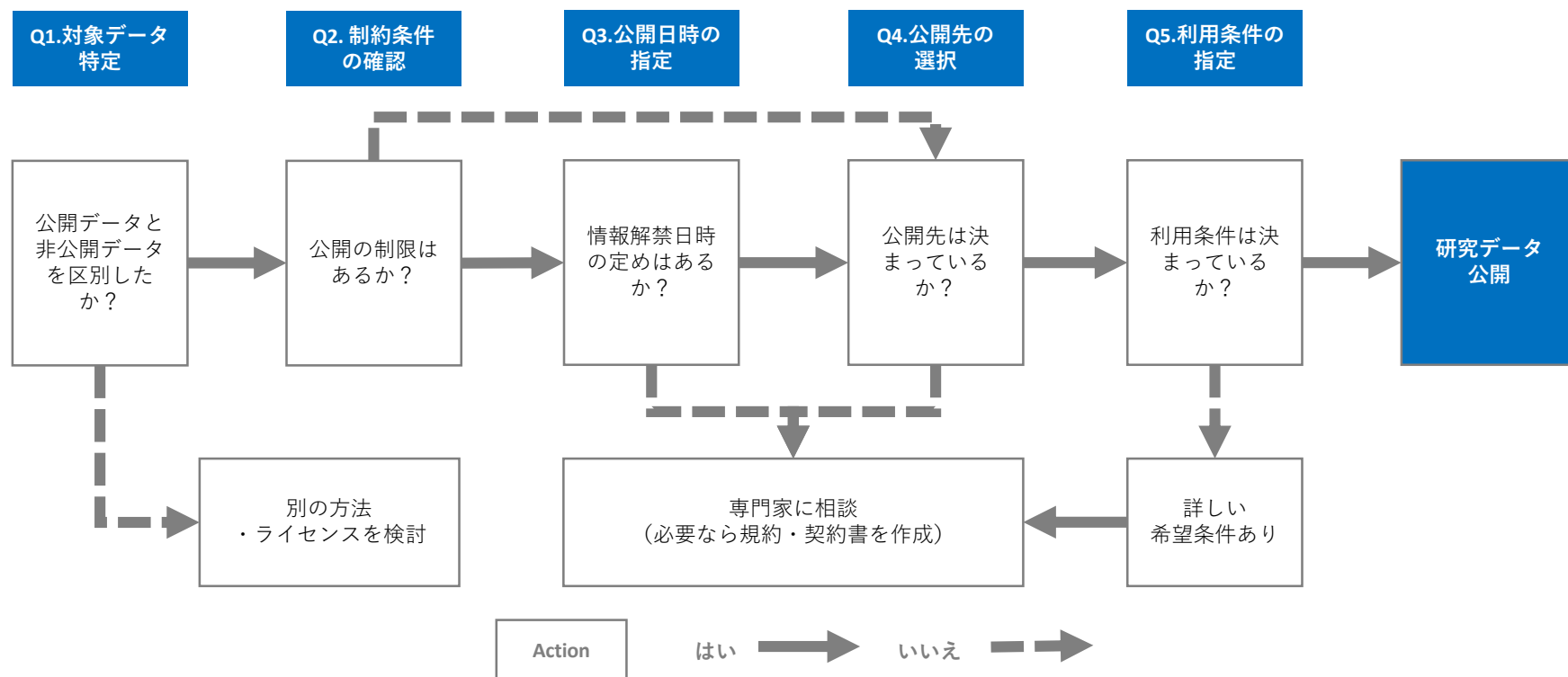
用語集 (7p.)

https://doi.org/10.11502/rduf_license_guideline

ガイドラインの概要

- 研究データのウェブ公開に当たり一般的に留意が必要となる情報や事例を、その判断プロセスとともに整理
 - ✓ 実務的な観点から、現在の法体系で可能な手法を探ったもの
- 標準的な利用規約（約款）をフォーマットとして提示
 - ✓ 著作権法で保護される範囲と同程度の条件を定めることで、データに著作権が発生するかどうかに関わらず、契約によってデータ保持者が定める個別の条件を保護できるように

研究データの公開・利用条件 指定フロー



※ポリシー制定機関による個別の定めがある場合は、定めがない部分のみを検討

委員による普及・周知活動

- 2020.2.7 データ流通推進協議会 技術基準検討委員会
<https://www.slideshare.net/yasuyukiminamiyama/20200207-227267174>
- 2020.3.23 RDUF公開シンポジウム（オンライン）
<https://www.youtube.com/watch?v=slu58RYJh2o&feature=youtu.be>
- 2020.4.23 カレントアウェアネス-E（メールマガジン）
<https://current.ndl.go.jp/e2250>
- 2020.7.2 INFOPRO2020 Plus
https://doi.org/10.11514/infopro.2020.0_59
<https://doi.org/10.26226/morressier.5f5624da6fdcf6871991753>
- 2020.10.2 第1回SPARC Japanセミナー2020
https://www.nii.ac.jp/sparc/event/2020/pdf/20201002_2.pdf

ガイドラインの活用事例

- 国立大学図書館協会. 「研究データのオープン化とそのメリット」

<https://www.janul.jp/ja/news/20200615>

- 三上 絢子ほか. 学術機関での研究データの公開プロセスに関するワークフローの考案と問題の分析. 研究報告インターネットと運用技術 (IOT) . 2020, 2020-IOT-48, no.26, p.1-8.
- J-STAGE Data データポリシー (利用機関向け、初版 2020年3月) → 近日公開予定

今後の展開

残課題

- ガイドラインの普及・周知活動の継続
- 関連団体との連携、情報のアップデート
- ガイドライン策定を契機とした、研究データ公開に伴う制度的課題に関する対策の検討、提言



**継続的な活動を行うための
枠組みが必要**

後継の部会立ち上げ

- 研究データライセンス小委員会の後継となる部会（名称未定）を立ち上げ予定
 - 部会：小委員会活動等によって得られた知見の継承と展開を長期的、継続的に行う枠組み（2021年に創設予定）
- 前述の課題のほか、広く研究データ共有、公開にまつわる制度的な課題と対策を実務レベルで議論する